

○経營業務の管理体制の確認方法について（法人役員の場合）

1. 趣旨

経營業務の管理責任者は「常勤」の経験のみであったが、今後、「非常勤」でも継続的に経營業務に携わっていた期間を経験に含める。

2. 経營業務の管理体制に関する基準（建設業法施行規則第7条第1号）

建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

イ. 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること

(1) 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

－ 以下省略 －

3. 経營業務の管理体制の確認方法（法人役員の場合）

これまでの本県の取扱い

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 建設業許可申請書副本及び許可通知書
- (3) 申請時の常勤確認書類
- (4) 該当期間の常勤確認書類

上記4点を以て、「経營業務の管理責任者としての経験」を確認



今後の取扱い

- (1), (2), (3) 同上
- (4) 該当期間に経營業務に携わっていたことが確認できる書類（常勤・非常勤問わず）
→常勤確認書類、**取締役会議事録、稟議書等のいずれか**

上記4点を以て、「経營業務の管理責任者としての経験」を確認

4. 実施

令和4年1月から